

答 申 第 8 号

平成22年12月27日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年8月28日付け青教育第1019号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

生徒の自殺に関する校長間の引継文書についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年5月14日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「前〇〇校長先生より、現在の〇〇校長先生に対して、〇〇の自殺（以下「本件事故」という。）に関して引継ぎがなされた文書」（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「前〇〇校長より、現在の〇〇校長に対して、〇〇の自殺に関する文書による引継ぎがないので、保有していないため」という理由から、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年6月2日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年7月29日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求に対し「開示する」との決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容は、〇〇が自殺した件について、前校長から現校長にどのような引継ぎがなされたのかを知りたいということにあった。そして、開示請求をした対象文書は、開示請求書に記載したとおり、「引継ぎがなされた文書」であって、既存の文書として存在したものだけではなく、引継ぎに当たって「引継ぎ」の行為の過程で作成された文書も開示請求の対象としたものであった。

この請求に対して、実施機関は本件処分を行ったが、「前〇〇校長より、現在の〇〇校長に対して……文書による引継ぎがない」ことを理由としているのであって、「引継ぎ」そのものがなかったものとはしていない。そうすると、何らかの形での引継ぎがあったことは容易に推認されるのであって、引継ぎ内容について、現校長が事実誤認などを避け、事実を正確に把握し、その後の対応を図る必要があるため、メモなどを取っておいていることも当然のごとく推認されるのであって、「文書が存在しない」とすることには極めて大きな不自然さがある。

条例第2条の行政文書の定義からすると、上記現校長が取ったメモなどは、条例が定義する行政文書に該当することになる。

また、「本件事故に関する文書による引継ぎがないので、保有していない」とすれば、本件事故が発生して以降、当該事実に関わって作成され、取得した文書が全て廃棄されてしまっているものとも解される。そうすると、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和36年12月青森県教育委員会訓令甲第12号）にも抵触していることになり、そのような事務執行は極めて不自然でもある。

- (2) 理由説明書に対する反論

ア 実施機関は、県立学校長の事務引継ぎについて、青森県立学校職員規程（昭和32年11月青森県教育委員会訓令第6号。以下「職員規程」という。）第8条を引用して、本件対象文書を保有していないことについての理由を説明しようとしている。確かに、事務引継ぎに関する内容について、職員規程が定めるものは、そのとおりではあるが、そのことだけをもって本件対象文書が存在しないという理由にはならないはずである。もっとも、職員規程第8条第2項第1号にある「学校の一般的状況（教育方針を含む。）」については、どのような内容が記載されているのかについては異議申立人は不知である。

しかし、仮に実施機関が説明するとおりであったとすれば、〇〇が自殺した事実や、これに係るその後の一連の行政文書開示請求への対応、本件事故後の緊急アンケート調査等については、どのように引き継がれたのか、あるいは全く引き継がれなかったのか、明らかにされなければならないはずである。

イ また、職員規程による諸帳簿目録について、それらの書類の中に本件対象文書は存在しなかったとしてはいるが、仮に、それら諸帳簿にある書類には本件対象文書は存在しなかったとしても、それら諸帳簿以外の文書は引継ぎがなされなかったというのであろうか。もしそうであるとすれば、少なくとも、平成21年6月19日付けで異議申立人が開示請求を行った保有個人情報に係る件について、どこに保有されていた文書が一部開示されたのかについても明らかにされるべきである（保有個人情報一部開示決定通知書には、「担当課」欄に「青森県立〇〇高等学校」と記載されている。）。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 県立学校長の引継ぎは、職員規程第8条第1項の規定により行われるとともに、校長の引継書類は、同条第2項の規定により定められている。〇〇前校長と〇〇現校長の引継ぎは、これらの規定に基づき、以下の書類を用いて、平成〇年3月30日に県立〇〇高等学校校長室で行われた。
 - (1) 学校の一般的状況（教育方針を含む。）
 - (2) 職員の定員表及び一覧表
 - (3) 生徒の定員及び在籍数調
 - (4) 県有財産一覧表
 - (5) 当該年度歳入歳出経理状況調
 - (6) 当該年度生徒会経理状況調
 - (7) 当該年度PTA経理状況調
 - (8) その他校長において着任を有する関係諸団体の経理状況調
 - (9) 諸帳簿目録

これらの書類の中には、本件対象文書は存在しなかった。したがって、異議申立人が開示を求めている行政文書は保有していないため、不開示としたものである。

- 2 反論書に対する意見

(1) 第3の2(2)のアについて

本件事故に関しては、県立〇〇高等学校の〇〇前校長から〇〇現校長へ口頭で伝えられたものである。

(2) 第3の2(2)のイについて

平成21年6月19日付け保有個人情報開示請求に対して、一部開示した文書は、〇〇前校長から〇〇現校長への引継文書ではなく、学校が保有している文書である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の存否について

(1) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書及び反論書に対する意見書において、本件対象文書を保有していないとした理由について、次のとおり述べている。

ア 県立学校長の引継ぎは、職員規程第8条第1項の規定により行われるとともに、校長の引継書類は、同条第2項の規定により定められている。平成〇年3月30日に県立〇〇高等学校校長室で行われた〇〇前校長と〇〇現校長の引継ぎ（以下「本件事務引継ぎ」という。）に係る書類（以下「本件引継書類」という。）の中には、本件対象文書は存在しない。

イ 本件事故に関しては、県立〇〇高等学校の〇〇前校長から〇〇現校長へ口頭で伝えられた。

(2) 本件引継書類の内容について

実施機関は、本件引継書類の中には、本件対象文書は存在しない旨述べている。そこで、当審査会が実施機関に対して、本件引継書類の提示を求め、その内容を見分したところによると、同引継書類には、本件事故に関する情報は記載されておらず、実施機関の説明どおり、同引継書類は、本件対象文書には該当しないと認められる。

(3) 本件対象文書の作成の有無について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載を踏まえると、本件対象文書は、校長間で行われた、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書であると解される。

このため、本件事務引継ぎにおいて、本件引継書類とは別に、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書が作成されているかどうかについて、以下検討する。

イ 当審査会が調査したところによると、関係法令等において、職員規程第8条第2項により定められている引継書類とは別に、例えば、個別事案に関する引継書などの作成を義務付けた規定は存在しない。

ウ 当審査会が実施機関に対して、校長間で事務引継ぎを行う場合に、職員規程第8条第2項に定める引継書類とは別に、文書を作成することがあるのかどうか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、学校の実態により、次に掲げる文書（以下「懸案事項文書」という。）が加えられる事例もある旨を述べている。

(ア) 当該校と生徒・保護者間、当該校と近隣地域間で懸案となっている事項についての経緯を記したメモ等

(イ) 問題行動等を繰り返すなど、留意しながら指導・観察する必要がある生徒についての特徴や友人関係等を記したメモ等

エ 本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書の作成の必要性について

(ア) 当審査会が実施機関から提示を受けた資料などを基に調査したところによると、本件事務引継ぎが行われた当時の県立〇〇高等学校の状況は、次のとおりであったと認められる。

a 自殺した生徒の遺族は、県立〇〇高等学校及び県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）に対して、本件事故の調査結果に不満を訴え、再調査等の要求を継続して行っていた。

b 県立〇〇高等学校は、県教育委員会教育長に提出した事故報告書のほかに、本件事故の概要や同校が行った調査結果をまとめた文書は何も作成していない。

(イ) 上記(ア)の状況からすれば、本件事務引継ぎが行われたのは、本件事故が発生した平成〇年〇月から約〇年半が経過していた時期ではあったものの、本件事故については、実施機関と遺族との間では、依然として懸案となっていたものと考えられる。また、県立〇〇高等学校では、本件事務引継ぎの翌年度においても、自殺した生徒と同学年の生徒が同校に在籍していたことが認められる。

そして、前述の実施機関の説明によれば、学校と生徒・保護者間で懸案となっていることがあれば、校長間における事務引継ぎの際に、懸案事項文書が作成されることもあるとされている。

(ウ) これらのことからすると、本件事務引継ぎに当たり、本件事故に関して、前校長が懸案事項文書を作成することも想定されることから、本件事故に関する引継ぎの内容が記載された文書を作成する必要性がなかったとは認められない。

オ 本件事故に関する引継ぎについて

(ア) そこで、当審査会が実施機関に対して、本件事故に関する引継ぎの内容について改めて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 懸案事項文書は作成されず、引き継がれることはなかった。

b 現校長は、本件事務引継ぎの際に、口頭で生徒の自殺があったことについては聞いたが、その詳細な内容に関しては、説明を受けていない。

(イ) また、本件事務引継ぎに当たり、前校長が、本件事故に係る懸案事項文書を作成しなかった理由等について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 作成しなかった理由について

本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、学校内では話題になることもなかったので、「県立〇〇高等学校の問題ではない」との認識に至っていたため

b 口頭による事務引継ぎの有無について

本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、何らかの動きがあれば、教育庁に報告することになるとの認識を教頭も共有していたため、当然に現校長に伝わるものと思ひ込み、口頭による引継ぎを改めてしていない可能性はある。このことは、関係者には周知の事実であり、現校長も認識していたとの印象がある。

(ウ) さらに、本件事故に係る懸案事項文書が存在しない状態で、現校長は、何を基にして本件事故の内容を把握したのかについて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「現校長は、県立〇〇高等学校に赴任してか

ら、別件の開示請求があるまでは、本件事故に関する詳しい内容について知らない状況にあり、その後、教頭（本件事故発生時の教務主任）及び事務長から概要を聞いて把握した」旨を述べている。

カ 上記オの実施機関の説明によると、前校長は、本件事務引継ぎ時点において、本件事故を自校の問題であると認識しておらず、現校長への引継ぎの必要性を感じていなかったとの理由から、本件事故に係る懸案事項文書を作成しなかったばかりか、口頭によっても、本件事故の詳細について引継ぎをしていなかったということになる。

しかし、本件事故の重大性及び本件事務引継ぎ当時の状況を踏まえると、上記実施機関の説明は、直ちに首肯することはできないものである。

キ そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、本件事故に係る懸案事項文書や現校長が前校長から説明を受けた内容を記録した文書の存在は認められなかった。

ク 以上からすると、県立〇〇高等学校が本件対象文書を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

ケ その他

本件開示請求は、その対象を、県立〇〇高等学校が保有する行政文書に限定していないことから、当審査会が実施機関に対し、教育庁が作成し、又は取得した、本件事故に関する一切の文書の提示を求め、その内容を見分したところ、本件事故に関する校長間の引継ぎの内容が記載された文書は、存在しないことが認められた。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、第1のとおりに判断する。

4 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとおり付言する。

前述のとおりに、実施機関は、前校長が「本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、学校内では話題になることもなかったので「県立〇〇高等学校の問題ではない」との認識に至っていた」として、本件事故について、事務引継ぎを行っていない

と説明している。

確かに、校長間の事務引継ぎの内容については、文書を作成して行うかどうかを含め、一定程度、校長の裁量が認められるものと考えられる。

しかし、本件事務引継ぎが行われた当時の状況をみると、実施機関と自殺した生徒の遺族との間では、依然として本件事故が懸案となっていたことが認められ、また、本件事務引継ぎの翌年度においても、自殺した生徒と同学年の生徒が在籍しており、これら生徒への支援・指導の継続が求められていたものと考えられる。

そして、校長間で行われる事務引継ぎは、前校長がつかさどっていた校務運営に関する事務を現校長に引き渡すに当たり、前任者と後任者との事務執行において統一と調和を図ることを目的として実施されるものと解されることからすると、本件事務引継ぎの目的を果たすためには、本件事故に係る懸案事項文書等を作成することにより、本件事故に関する情報を後任の校長に伝える必要があったと認められる。

よって、本件事故に係る懸案事項文書等が作成されなかったことは、本件事務引継ぎを行う上で妥当であったと言うことはできない。実施機関においては、今後同様の事態が生じることのないよう、事務の性質、内容に応じた適切な文書作成を行うことを望むものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 8 月 28日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 9 月 29日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年10月14日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。 ・異議申立人からの資料を受理した。
平成21年11月19日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年12月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年12月25日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 1 月 22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成22年 2 月 17日 (第 1 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 3 月 9 日	・県立〇〇高等学校において、実地調査を実施した。
平成22年 3 月 19日 (第 2 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 4 月 16日 (第 3 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。

平成22年 5 月21日 (第4回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 6 月18日 (第5回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 7 月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 7 月16日 (第6回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 8 月18日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 8 月27日 (第7回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 9 月14日	・県立〇〇高等学校において、事務局職員による現地確認を実施した。
平成22年 9 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 9 月17日 (第8回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年10月15日 (第9回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年11月12日 (第10回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年12月17日 (第11回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成22年12月27日現在)